

令和2年6月8日

朝日町学校開放登録団体 代表者 各位

朝日町教育委員会
教育長 小林 克彦

朝日町学校開放施設における条件付き使用再開のご案内

平素は、学校施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、使用を中止させていただき、ご迷惑をおかけいたしました。

さて、学校開放施設の使用再開が下記のとおり決定しましたのでご連絡いたします。施設利用にあたっては、「三つの密の回避」と下記の事項の遵守の徹底にご理解とご協力をお願いします。

記

1. 再開日程 令和2年 6月15日（月）～
2. 利用に際しての条件
 - (1) 以下の事項に該当する場合は、利用の見合わせる（必ず利用日に確認を行うこと）
 - ①体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - (2) マスクを持参すること（運動中のマスクの着用については、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意したうえで、利用者等の判断によるものとしますが、運動を行っていないときや会話をする際にはマスクを着用すること）
 - (3) 施設利用前後と施設器具等に触れた場合は、こまめに手を洗うこと
※手洗い用の石けんについては、利用団体でご用意をお願いします。
 - (4) 施設の使用後は、手すりやトイレの蛇口等のふき取り消毒をすること。ふき取り用の消毒用品については現段階においては利用者にて用意をお願いします

す。

また、ごみについては各自処分をお願いします。

- (5) 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- (6) 十分な距離を確保すること
- (7) 屋内施設の利用の場合は、常時2方向の窓を開放して換気すること。さらに1時間ごとに2回以上、必ず全ての扉や窓を開放して換気すること
- (8) 万一、感染者が発生した場合における感染経路特定のために施設を利用する方の把握をするため施設使用後に名簿を生涯学習課へ提出すること。

なお、名簿については任意の様式とし①団体名②代表者氏名③代表者電話番号④利用日⑤利用施設名⑥利用者氏名（応援者父兄を含む全員）が明記されているものとする。

3. 新型コロナウイルス感染症を理由とする使用料の還付について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、6月30日（火）までの施設使用料について、「新型コロナウイルス感染症拡大防止」を理由として施設の利用をキャンセルされる場合は、全額還付します。

4. その他

この取り扱いについては、現時点における状況を基にしており、今後の感染拡大の状況等により取り扱いを変更することもありますので、あらかじめご承知おきください。

5. 活動にあたっての参考資料（必ずご確認ください）

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』～命と健康を守るために～

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000890000.pdf>

- ②社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

https://www.ment.go.jp/content/20200515_mxt_kouhou02_mext_00028_02.pdf

- ③スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline.pdf>

【事務担当】

〒510-8102

電話：059-377-2513

三重県三重郡朝日町大字小向 1893 番地

F A X：059-377-2515

朝日町教育委員会 生涯学習課

e-mail：s-kyouiku@town.asahi.mie.jp

学校開放施設（体育館・グラウンド）の使用について

（新型コロナウイルス感染症対策）

- ①学校開放施設を使用する際は、新型コロナウイルス感染症対策のため利用者にて以下の物の用意をお願いいたします。
 - ・消毒液（手用・備品用）
 - ・消毒作業用のペーパーもしくはタオル
 - ・手洗い用の石けん
 - ・その他消毒作業に必要な物
- ②学校開放施設を使用後、必ず利用者で施設の消毒をお願いします。
- ③消毒箇所についてはドアノブ、手すり、電気のスイッチ、使用した備品、水道の蛇口、トイレ、掃除用モップの持ち手等利用者の手指がよく触れる箇所の消毒をお願いします。
- ④次亜塩素酸ナトリウムを薄めたものを消毒液として使用する場合は必ず水拭きも行ってください。
- ⑤あくまでも学校施設となりますので翌日以降子どもたちが授業等で使用することへのご理解をお願いいたします。

以上が新型コロナウイルス感染症を受けての学校開放施設を使用する際の注意事項となります。

なお以上の項目が遵守できない場合は利用をお断りさせていただく可能性がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

※学校施設使用後の施錠は忘れずをお願いいたします。